

様式 1

事業報告書 ✓

(自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 31 日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 吉利医院 ✓
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県下関市後田町一丁目 8 番 17 号 ✓

(3) 設立認可年月日 平成 15 年 8 月 1 日 ✓

(4) 設立登記年月日 平成 15 年 8 月 12 日 ✓

2 事業の概要

本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設名称	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診療所	吉利医院 ✓	山口県下関市後田町一丁目 8 番 17 号	

当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 9 月 28 日 令和 3 年度決算の決定 ✓

令和 5 年 7 月 21 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定 ✓

貸借対照表

医療法人 吉利医院

令和 5年 7月31日現在

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
I【流動資産】	【 ✓ 35,042,971】	I【流動負債】	【 ✓ 2,247,503】
現金	- 391,186	買掛金	- 225,601
普通預金	- 22,002,689	短期借入金	- 1,000,000
有価証券	- 4,000,000	未払金	- 924,402
棚卸資産	- 928,438	未払法人税等	- 60,500
未収入金	- 7,720,658	預り金	- 37,000
II【固定資産】	【 ✓ 20,104,373】	II【固定負債】	【 ✓ 2,504,700】
1【有形固定資産】	【 ✓ 3,108,868】	長期未払金	- 2,504,700
車両運搬具	- 492,410		
器具備品	- 2,616,458	負債合計	✓ 4,752,203
2【無形固定資産】	【 ✓ 1,130,171】	純資産の部	
電話加入権	- 65,000		円
ソフトウェア	- 1,065,171	I【株主資本】	【 ✓ 50,395,141】
3【投資その他の資産】	【 ✓ 15,865,334】	1 資本金	- 8,000,000
出資金	- 150,000	2【利益剰余金】	【 ✓ 42,395,141】
長期前払費用	- 11,050	(その他利益剰余金)	(- 42,395,141)
保険積立金	- 15,704,284	繰越利益剰余金	- 42,395,141
		純資産合計	✓ 50,395,141
資産合計	✓ 55,147,344	負債・純資産合計	✓ 55,147,344

損 益 計 算 書 ✓

医療法人 吉利医院

自 令和 4年 8月 1日 ✓
至 令和 5年 7月31日 ✓

科 目	金 額	
		円
I 【売 上 高】		
医 療 収 入	62,548,800 ✓	62,548,800 ✓
II 【売 上 原 価】		
医 薬 品 期 首 棚 卸 高	793,643 ✓	
医 薬 品 仕 入	5,622,517 ✓	
医 薬 品 期 末 棚 卸 高	656,119 ✓	5,760,041 ✓
売 上 総 利 益		56,788,759 ✓
III 【販 売 費 一 般 管 理 費】		57,743,869 ✓
営 業 損 失		955,110 ✓
IV 【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	70 ✓	
雑 収 入	2,342,944 ✓	2,343,014 ✓
経 常 利 益		1,387,904 ✓
税 引 前 当 期 純 利 益		1,387,904 ✓
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,361,700 ✓	1,361,700 ✓
当 期 純 利 益		26,204 ✓

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 吉利医院 ✓

理事長 吉利用和 殿

私は、医療法人吉利医院の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月26日
医療法人吉利医院

監事 長田 能道 ✓